

相模原市ドッジボール協会規約

第一章 名 称

第1条 本会は、相模原市ドッジボール協会と称し、事務局は、事務局長宅に置く。

第二章 目 的

第2条 本会は、相模原市におけるドッジボール団体を代表し、ドッジボールの普及に努めスポーツ精神の高揚を図ると共に、健康と体力向上を促進し、健全な発展育成に寄与し、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第三章 事 業

第3条 本会は、第二章の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種大会の開催、共催及び後援
2. ドッジボール競技の指導、普及奨励及び研修
3. ドッジボール競技団体の育成強化
4. その目的達成に必要な行事

第四章 構 成

第4条 本会は、競技団体の支部組織を持って構成し、支部には支部長、副支部長、競技部長、審判部長を置く。

第5条 本会は、ドッジボール団体とその監督、コーチ、指導者を持って構成する。

第五章 役 員

第6条 本会は、次の役員を置く。

名誉会長：1名	会 長：1名	副 会 長：若干名
理 事 長：1名	副理事長：若干名	常任理事：若干名
事務局長：1名	各委員長：各1名	理 事：各支部長
会 計：1名	監 査：1名	顧 問：若干名
相 談 役：若干名		

第7条 本会の役員は、常任理事会により選出し理事会の承認を得て会長がこれを委託する。

第六章 名誉会長・顧問・相談役

第8条 本会は、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第七章 役員任期

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 1) 役員に欠員が生じたときは、常任理事会にて補充選出し、理事会で承認するものとし任期は前任者の残存期間とする。

第八章 常任理事会

第10条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、常任理事、事務局長、各委員長及び理事会が認めた者で構成する。

- 1) 常任理事会は、本会の運営を総括し理事会に提出する事項並びに本会の運営上必要な事項および緊急を要する事項を審議し、その他対外折衝等行い理事会に報告する。
- 2) 常任理事会は、会長が必要と認めた時、又理事長の要請により開催し、2分の1以上の出席をもって成立し審議は過半数の同意で決定する。

第九章 理事会

第11条 理事会は、支部長および役員で構成され本会の事業を推進し、常任理事会より提出された事項および必要事項を審議決定する。

第12条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又理事長の要請により開催し、2分の1以上の出席をもって成立し審議は過半数の同意で決定する。

第十章 事務局

第13条 本会に事務局を置き、事務局は次の業務を行う。

- 1) 事務連絡、情報収集、議事録の作成
- 2) 会報等の編集発行、各種備品等の保管
- 3) その他

第十一章 専門委員会

第14条 本会は次の専門の各委員会を置き、専門事項を遂行する。

- | | |
|----------|--------------|
| 1) 総務委員会 | 4) 育成普及委員会 |
| 2) 競技委員会 | 5) 交通委員会 |
| 3) 審判委員会 | 6) その他必要な委員会 |

第十二章 役員の職務

第15条 本会の役員の職務は次の各号に定める。

- 1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3) 常任理事会は役員を選出し、会長の委託を受け本会の運営を総括する。
- 4) 事務局長は、常任理事会、理事会、各支部との事務連絡及び情報の収集・議事録の作成保存にあたる。
- 5) 理事長は、常任理事会の委託を受け理事会を総括する。
- 6) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時は、その職務の代行をする。
- 7) 理事は、理事会を構成し必要案件を審議決定し、目的達成に必要な事業を遂行する。
- 8) 各委員長は、委員会の運営にあたり専門的な事गरらを審議し、理事会に提出する。

- 9) 会計は、本会の会費を徴収し、その管理に当る。
- 10) 総務委員長は、総務委員会を総括し各事業の総務を担当する。
- 11) 競技委員長は、競技委員会を総括し競技関係に関する職務を遂行する。
- 12) 審判委員長は、審判委員会を統括し各大会の審判に関する職務を遂行する。
- 13) 育成普及委員長は、育成普及委員会を総括し各チームの育成、監督コーチの育成指導、ドッジボール競技の普及等に関する職務を遂行する。
- 14) 交通委員長は、交通委員を統括し各大会の交通に関する職務を遂行する。
- 15) 監査は、本会の会務及び会計の監査に当る。
- 16) 支部長は、理事会を構成し支部を統括して支部の事業を遂行する。
- 17) 各委員長に事故ある時は、上位の役員が補佐・代行する。

第十三章 会 計

第16条 本会の会費は、加盟費及び年会費を基本とし、その他大会参加費、補助金等をもって当てる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第十四章 加盟及び脱退

第18条 本会に加盟しようとするチームは事務局に届け出、理事会の承認を得て加盟に必要な手続きをする。

第19条 加盟チームが脱退しようとする時は、事務局にその理由を提出する。

第十五章 付 則

第20条 規約の改定は理事会の承認を得て変更することが出来る。

第21条 本規約は平成5年3月28日より施行される。

- 1) 平成7年2月18日 一部改正
- 2) 平成9年6月14日 一部改正
- 3) 平成11年7月3日 一部改正
- 4) 平成21年4月1日 一部改正
- 5) 平成29年1月1日 一部改正
- 6) 平成29年7月1日 一部改正

相模原市ドッジボール協会
組織図

